

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和6年9月30日

分任支出負担行為担当官

新潟港湾・空港整備事務所長 古池 清一

1. 業務概要

(1) 業務名 直江津港等みなとカメラ検討業務

(2) 業務内容

本業務は、直江津港のみなとカメラの新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。また、新潟港(東港地区)のみなとカメラについて、既往の配置検討結果等を基に建屋への設置方法等の見直しを行うものである。

(3) 履行期限 令和7年11月28日

(4) 本業務は提出書類、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、令和6年4月1日時点で満40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下、技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

(7) 本業務は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する業務である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<https://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/kekka/koujisekkeisyo/>)により公表する。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 北陸地方整備局(港湾空港関係)における令和5・6年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けていること。

なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出す

るためには、技術提案書提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

③参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の同種の業務実績、業務成績、業務表彰

(2) 配置予定管理技術者の資格、経歴、同種の業務実績、業務成績、技術者表彰

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格、経歴、同種の業務実績、業務成績、技術者表彰

(2) 業務内容の理解度、実施手順の妥当性等

(3) 特定テーマの的確性、実現性等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒951-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778

北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 品質管理課

電話 025-222-6111 E-mail: pa.hrr-ngp-keisin@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、「港湾空港関連入札・契約情報(PAS)」からダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス: <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

交付期間: 表-1のとおり。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限: 表-1のとおり。

提出場所: 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)に限る。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限: 表-1のとおり。

提出場所: 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送(書

留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)に限る。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。
- (6) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (7) 詳細は説明書による。

表 - 1

説明書の交付期間	令和6年9月30日（月）から令和6年10月30日（水）まで
参加表明書の提出期限	令和6年9月30日（月）から令和6年10月7日（月）までの 行政機関の休日を除く毎日9時00分から16時00分、 並びに令和6年10月8日（火）9時00分から12時00分まで
技術提案書の提出期限	令和6年10月16日（水）から令和6年10月30日（水）までの 行政機関の休日を除く毎日9時00分から16時00分、 並びに令和6年10月31日（木）9時00分から12時00分まで

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。